

ホモロゲーション申請規則

1993年4月1日制定

2000年4月1日改正

2004年4月1日改正

この規則は、国際モーターボート連盟（以下「UIM」という。）の競技規則に基づき、UIMの承認を必要とするシリーズ及びクラスの申請をする場合について定める。

100 登録

- 1 UIMの登録を必要とするシリーズ及びクラスは、次の通りとする。（制限クラス）
 - (1) スポーツアウトボードシリーズ
 - (2) Vシリーズ
 - (3) フォーミュラシリーズ
 - (4) OSY400クラス

101 申請要件

- 1 制限クラスに使用する船外機をUIMに登録するには、次の条件を満たしたものとす。
 - (1) 推進用に標準生産品（全てのパーツの寸法、重量、材質が同一で互換性を有していること。）として製造されていること。
 - (2) 製造者から宣伝、販売されていること。
 - (3) 最少生産台数が財団法人マリンスポーツ財団（以下「財団」という。）と製造者により証明されていること。

最少生産台数	1,000ccまで	1,000台
	1,000ccを超え2,000ccまで	500台
	2,000ccを超えるもの	200台

- (4) 排気量1,000ccを超える機関のミッドセクション（プラケットを含むドライブシャフトハウジング）とギアケース（アンダーウォーターユニット）の最少生産台数は25台とする。ただし、これらは販売用に製造されなくても、また一般用途に使用されなくても良いものとする。

102 登録申請

- 1 UIMの承認を受けようとする者は、毎年10月10日までに財団にUIM所定の申請書により申請しなければならない。
- 2 申請に必要な費用は、申請者が負担するものとする。

3 財団は、申請内容がパワーボート競技の利益に反すると判断したときは、その申請の受付を拒否することができるものとする。

4 財団は、申請を受理したら、直ちに内容を検討し、UIMに送付するものとする。

103 承認

1 UIMに承認された機関には、ホモロゲーションシートが発行される。

2 UIMに申請して承認された機関は、原則として翌年の1月1日から競技に使用できるものとする。

104 有効期間

1 ホモロゲーションの有効期間は、10年間とする。

2 ホモロゲーションの有効期間は、延長することができる。

(1) 期間は1年間または5年間とする。

105 登録料等

UIMホモロゲーション登録申請に要する費用

UIM新規登録料	10年間	1,410ユーロ
UIM登録延長料	5年間	705ユーロ
	3年間	470ユーロ
	1年間	141ユーロ
仕様変更	10年間	141ユーロ
国内登録手数料 (新規登録時) (使用変更時) (登録延長時)	1機種につき	50,000円 30,000円 0円
ホモロゲーションシート コピー取得料	1件につき	送金手数料は 実費 500円

106 その他

1 財団は、ホモロゲーションシートのコピーを有償で頒布することができるものとする。

2 UIMに承認された機関がマイナーチェンジにより、出力及びスピードが5%以上アップした場合は、新規に申請するものとする。

附 則

この規則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2004年4月1日から施行する。

アウトボードクラスの強化コックピット規則

1992年4月1日制定

1998年4月1日改正

この規則は、モーターボート国内競技規則（以下「競技規則」という。）に定めるレーシングアウトボード、スポーツアウトボード、フォーミュラ各シリーズのクラスに義務付けられた強化コックピットについて定める。

100 材料及び構成

強化コックピットの材料及び構成はUIMの承認を得たものでなければならない。

101 装備品

1 強化コックピットには、次のものを装備しなければならない。

(1) リフト用アイボルトは、内径25mm以上（Uボルトも可）であること

(2) シートベルトは、次の通りとする。

(イ) 5～6本で構成されていること。

(ロ) 開放装置は、レバーまたはカムロック式のワンタッチ動作でなければならない。

(ハ) 強化コックピットに直接固定されていること

(ニ) 固定ボルトには、大きめの座金等を使用し、ボルトが抜けないようにしていること。

(3) ステアリングホイールは、工具を使わずに素早く取り外しができること。

(4) バックミラーを、左右に取り付けること。

(5) 艇体外部には、電磁ポンプ式の機関はバッテリースイッチを、その他の機関はキルスイッチを取り付けること。

(6) キルスイッチは、強化コックピット内で、かつシートベルト固定時に選手の手が届く範囲内に取り付けなければならない。

（フロートスイッチは、キルスイッチとみなさない。）

附 則

この規則は、1992年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1998年4月1日から施行する。

国内シリーズ及びクラスの申請規則

1998年4月1日制定

2000年4月1日改正

この規則は、モーターボート国内競技規則（以下「競技規則」という。）に基づき、新たに国内シリーズ及びクラスを申請する場合について定める。

100 登録申請

- 1 シリーズまたはクラスを新たに申請する場合は、仕様書またはそれに準じた書類を財団法人マリンスポーツ財団（以下「財団」という。）へ提出しなければならない。
- 2 登録申請できる者は、次の通りとする。
 - (1) 財団、連盟及び公認クラブ
 - (2) ボートまたはエンジンの製造者
 - (3) 財団が認めた者

101 審査

登録申請されたシリーズまたはクラスは、財団において審査される。

102 承認

審査の結果、正当と判断された場合は、新シリーズまたはクラスとして承認される。

103 登録

- 1 正式に承認を受けた後、競技規則に基づく計測証明書発給規則により、競技艇登録をすることができる。
- 2 同一規格の艇が6隻あるいは機関が6台を満たすまでは、新シリーズまたはクラスとして競技会を実施することはできない。

104 承認の取り消し

申請されたものと登録されたものの内容に相違があった場合は、承認を取り消すものとする。

附 則

- 1 この規則は、国内競技規則951項より移行した。
- 2 この規則は、1998年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、2000年4月1日より適用する。